

## 平成 31 年度国の施策等に関する提案・要望項目等一覧

平成 30 年 12 月 14 日

## (1) 提案・要望項目

要望項目	要望内容（要旨）
◎参議院議員選挙における合区の解消について	<p>○公職選挙法の改正による特定枠制度の導入により、全ての都道府県から代表を送り出すことが制度的に可能となったが、これは緊急避難的措置として行われたものであり、合区が固定化されることがあってはならない。</p> <p>○民主主義のあり方としての都道府県の重要性に鑑み、憲法改正等も含め、投票価値の平等との調和を図った上で合区を抜本的に解消すること。</p>
◎地方税財源の充実・強化について	<p>○平成 26 年 4 月の消費税率の 8%への引上げにより本県の地方消費税収は増加したものの、地方税と地方交付税等を合わせた一般財源では税率引上げを挟んだ 5 年間で逆に減少しており、景気回復も相まって税収が増加している都市部の団体との財政力格差が大幅に拡大している。消費税率の 10%への引上げに当たっては、地方法人課税の偏在是正と併せて、地方交付税の財政調整機能を充実・強化し、税源に乏しい地方部の団体においても必要な財源を確保すること。</p> <p>○幼児教育の無償化や高等教育の無償化に当たっては、個別団体ごとに保育所等の入所児童数や公・私比率、公立大学や私立専門学校の設置状況が異なることを踏まえ、地方交付税の算定において各団体の財政需要を的確に把握し、必要な財源措置を行うこと。</p> <p>○地方交付税の算定におけるトップランナー方式の実施に当たっては、地理的要因や人口規模によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。</p> <p>○臨時財政対策債の残高が累増していることから、地方交付税の法定率引上げにより交付税原資を確保し、臨時財政対策債の縮小・廃止に努めること。</p> <p>○平成 32 年度から「会計年度任用職員」の制度が導入され、非常勤職員に期末手当などが支給されることになることから、新たに生じる地方自治体の財政需要に対して、必要な財源措置を講じること。</p> <p>○平成 30 年 7 月豪雨及び台風 24 号により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、観光産業等への風評被害、農作物被害等についても多くの被害が発生しており、特別交付税の配分にあたっては被災団体への特別の配慮を行うこと。</p>
◎台風 24 号被害からの早期復旧に向けた財源確保及び農村地域の防災減災対策の充実強化について	<p>○台風 24 号により過去 10 年で最大級の農林業被害が発生し、現在早期復旧に取り組んでいる。被害からの早期復旧に必要な経費を平成 30 年度第 2 次補正予算に盛り込むとともに、適切に配分すること。</p> <p>○国による災害復旧事業の対象とならない小規模な被害も多数発生していることから、県及び市町村に対する特別交付税の措置について、格別の配慮を行うこと。</p> <p>○平成 30 年 7 月豪雨による全国的な農業用ため池の決壊を受けて、いち早く県内全てのため池の一斉点検に着手し、下流の人家等に被害を与える可能性のある全てのため池を新たに防災重点ため池に指定するとともに、速やかにハザードマップの作成を行うことにしている。住民の安心安全を確保するため、作成に要する経費について十分な措置を講じること。</p> <p>○ため池やその下流の農業水路等の機能維持及び非常時の安心安全を確保するため、地方の実情に応じた改修・更新等に要する経費について十分な措置を講じること。</p>
◎台風 24 号による被害からの早期復旧及び防災・減災対策を推進するための財源確保について	<p>○平成 30 年 7 月豪雨に続き、その後の台風 24 号においても多くの被害が発生し、本格的な復旧工事に着手している。また、政府の主導により重要インフラの緊急点検が実施され、必要な対策を 3 年間で集中的に実施する方針が示されたところである。台風 24 号による被害からの早期復旧に必要な経費を平成 30 年度第 2 次補正予算に盛り込むとともに、適切に配分すること。また、防災・減災等の緊急対策に必要な経費を平成 30 年度第 2 次補正予算及び平成 31 年度当初予算に盛り込むとともに、適切に配分すること。</p>
◎県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について	<p>○昨年の台風 18 号及び 21 号、今年の 7 月豪雨等により水害・土砂災害等が発生し、頻発化・激甚化への懸念が高まっている。県民の命と暮らしを守るため、災害を未然に防止、軽減するための予防的治水対策としての基幹的施設である河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備などを推進する直轄事業を一層集中的に促進すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
◎水害に対するソフト・ハードの減災対策に要する財源の確保について	<p>○今年発生した7月豪雨や台風21号及び24号により県内でも内水を含む浸水被害が発生したことから、樋門操作を勘案した避難情報伝達体制の整備、排水対策の強化、効率的な水防活動の推進などを含む減災対策を加速することが強く求められている。大規模な降雨を想定した広域避難等のソフト対策への技術的な支援とともに、内水を含む排水対策や洪水時にリスクの高い危険箇所の早期整備などのソフト・ハードの減災対策に対する柔軟な支援と事業費の総枠確保に努めること。</p> <p>○昨年7月の九州北部豪雨に伴い発生した流木災害を教訓に、河川の流域ごとに河川、砂防、ため池、治山等が一体となった総合的な流木対策を進めるために、必要な技術的支援や財政支援を行うこと。</p>
◎幼児教育・保育無償化の財政措置について	<p>○幼児教育・保育無償化の導入に当たっては、保育の質の確保に必要な認可外保育施設への指導監督の強化や、支給事務をはじめとする新たな地方の事務的な費用について、全額国費で恒久的に措置すること。</p> <p>○自然保育を行う幼稚園類似施設に通う「保育を必要としない」世帯においても、幼稚園と同様に無償化の対象とすること。もしくは、幼児教育無償化と同等の財政的な措置を講じること。</p>
◎高等教育無償化の財政措置について	<p>○対象となる高等教育機関の要件の確認や交付事務について、学校関係者の意見を聴き、明確かつ実態に合ったガイドラインを早期に示すとともに、事務の実施に必要な費用については、全額国費で恒久的に措置すること。</p> <p>○高等教育の無償化は国策として実施するものであり、教育費負担軽減に必要な費用は、新たな地方負担が生じることのないよう既存の財政措置と明確に区別し、別途国の責任において必要な地方財源を確実に措置すること。</p>
◎企業の地方分散をより一層強力に推進するための対策について	<p>○地方拠点化税制により、首都圏一極集中の是正と企業の地方分散を推進されているが、首都圏への輸入超過の状態であるため、以下のような、より実効性のある強力な制度となるよう大胆な再構築を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税制上のインセンティブとして、地方移転後一定期間は法人税を課さない、地方自治体の独自の補助金を益金に算入しないなど、思い切った特別措置を講ずること。</li> <li>・企業に対する直接支援として、企業が行う社員住宅を含む施設整備について新たな補助制度を創設すること。</li> <li>・地方自治体の取組支援として、地方拠点強化税制の移転型事業の対象を三大都市圏からの移転にも拡大適用すること。</li> </ul> <p>○地域未来投資促進法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置について財政力要件を緩和し、地方拠点強化税制と同様の段階的な算定方法とすること。</p>
◎外国人材の活用に向けた取組について	<p>○新たに創設される在留資格制度については、出入国管理法改正に付随する政省令等において速やかに詳細な制度設計を明らかにし、現行の技能実習制度に加え当該制度についても、その適切な運用を図るとともに、外国人材の受入れ環境整備を推進するため、次のような措置並びに対策及び支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の賃金水準に影響が生じないよう、外国人材の賃金水準の確保措置を講じること。</li> <li>・企業や住民に対し、新たな在留資格や外国人受入体制の周知徹底を図るとともに、本県に未設置である企業等からの入国・在留手続きの相談窓口を設置すること。</li> <li>・外国人材の受入れにあたっては、人材が都市部に偏在することのないよう、また、地方ニーズに対応できるよう偏在解消策を打ち出すこと。</li> <li>・技能実習を適切に実施するため、外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者へ適切に指導監督が行われるよう、万全の対策を講じること。</li> <li>・日本語学習の環境整備など、受入れ支援にあたっての具体的な対応策を速やかに策定し取り組むこと。あわせて、地方公共団体が取り組む環境整備が円滑に実施できるよう、国が必要な財政支援を行うこと。</li> <li>・労働関係法令（労働時間、最低賃金等）が適正に遵守されるよう、万全の対策を講じること。</li> <li>・本県に未設置である外国語で相談できる外国人労働者相談コーナーを設置すること。</li> </ul>

要望項目	要望内容（要旨）
◎旧優生保護法に基づく優生手術被害者への救済について	<p>○旧優生保護法に基づき実施された優生手術に関し、国の責任を認め速やかに謝罪するとともに、国の責任において真摯に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対する救済制度を速やかに創設すること。</li> <li>・制度設計にあたっては、救済されるべき被害者がすべて救済されるよう、被害者の事実認定の基準、手法、手続等十分に検討し、当事者に寄り添った制度として確立すること。</li> <li>・救済が円滑に行われるよう、氏名が判明している者については国や地方自治体から直接救済手続等を通知できるようにするとともに、氏名判明者の所在確認等が可能となるよう必要な法整備を行うこと。</li> <li>・必要な救済が速やかに実施されるよう予算を確保すること。</li> </ul>
◎妊婦加算の抜本的な見直しについて	<p>○平成 30 年 4 月に創設された「妊婦加算」について、現状では、診療内容に関わらず妊婦が一律に加算されるものとなっており、社会全体で少子化対策・子育て支援策を推進する動きに逆行するものである。妊婦や子育て世帯の負担増とならないよう制度の廃止も含めた抜本的な見直しを行うこと。</p>
◎日本遺産の認定について	<p>○平成 27 年度から開始された「日本遺産」の認証制度に、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き本年度も申請を行う予定である。鳥取市を中心とした 1 市 6 町でエントリーを行っている「風」をテーマとしたストーリーを日本遺産として認定すること。</p>
◎小中学校の少人数学級の拡充について	<p>○児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を充実させることにより、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、小学校 1 年生の 35 人学級のみならず、更なる少人数学級の拡充のため、教職員定数の改善を行うこと。</p>
◎日本海国土軸を形成する高速鉄道網の整備について	<p>○新幹線の空白地帯である山陰地域における新幹線の整備に向けて、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線に止まっている山陰地方の新幹線について整備計画路線への格上げを図ること。</p> <p>○地方での新幹線整備を国主体で行うとともに、並行在来線の経営分離方針の見直しを検討すること。</p> <p>○国内外から観光誘客を積極的に行うためには、J R を含む在来線の高速化が重要であることから、特に線形が悪い因美線及び伯備線の線形改良に向けた国の助成制度の創設等を行うこと。</p>
◎バス路線再編に伴うタクシー支援について	<p>○公共交通利用者の減少やドライバー不足により、特に中山間地のバス事業者の撤退や路線の縮小が行われ、地域住民の生活に支障が生じていることから地方自治体自らが地域の実情に応じたバス路線再編を行い、バスの代替としてタクシー助成をする場合は、当該助成に対して特別交付税等の財政支援をすること。</p>
◎国土交通大臣認定品に係る不正防止対策について	<p>○免震オイルダンパーなどの国土交通大臣認定品に係る不正が繰り返される状況に鑑み、データ改ざんや不適合品の製造・出荷などの不正行為に対する厳罰化、大臣認定後の第三者機関による監査や立入調査の実施など、不正防止に向けた実効性のある対策を講じること。</p>
◎漁業法の改正について	<p>○今回の法改正を漁業者等に十分理解していただくため、都道府県の要請等に応じ、法改正の趣旨や今後のスケジュール等の説明会を開催すること。</p> <p>○法改正に伴う具体的な運用や基準の設定にあたっては、漁業者や都道府県の意見を聴く場を設け、その意見を反映すること。</p>

(2) 重点配分を求める要望項目

要望項目	要望内容（要旨）
◎ TPP11の発効や日米貿易交渉等を踏まえた農林水産業対策の強化について	<p>○ TPP11の12月30日発効が確定するとともに、日EU・EPAも平成31年2月の発効が見込まれていることから、改めて、国内農林水産業の競争力強化に向けた、畜産クラスター事業、産地パワーアップ事業及びスマート農業技術の実証プロジェクトなど現場ニーズの高い対策を強化するため、平成30年度第2次補正予算において重点的に取り組むこと。</p> <p>○ 平成31年1月に予定されている日米貿易交渉において、米国の厳しい要求が懸念されることから、改めて、国内農林水産業への影響を検証した上で、強い姿勢で交渉に臨むとともに、適宜、交渉経過等の情報提供と丁寧な説明を行うこと。その上で、国内農林水産業を守るための対策に万全を期すこと。</p>
◎ 森林整備関連予算の確保について	<p>○ 森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）の創設に伴い、既存の林業関係予算が減額されることのないよう、十分に予算を確保すること。</p> <p>○ 持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、林道事業等に係る予算を十分確保するとともに、配分にあたっては地方の実情に配慮すること。</p> <p>○ 近年、全国的な林業大学校等の開校により、不足しつつある緑の青年就業準備給付金について、予算を十分確保するとともに、配分にあたっては地方の実情に配慮すること。</p>
◎ 水産関連予算の確保等について	<p>&lt; 境漁港市場整備 &gt;</p> <p>○ 境漁港における高度衛生管理型市場整備については、消費者の食の安全・安心ニーズ及び輸出促進等に対応するものであり、早期完成が実現できるよう十分な予算を確保すること。</p> <p>&lt; 代船建造 &gt;</p> <p>○ 平成31年度予算において、沿岸漁業に対応した「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」が概算要求されているが、沖合漁業を対象とした同様の事業を検討し予算確保を行うこと。</p>
◎ 高速道路ネットワークの早期整備及び定時性・安全性の確保について	<p>○ 地方創生の実現及び国土強靱化の観点から高速道路ネットワークの整備を促進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山陰道（鳥取西道路）の早期供用</li> <li>・ 山陰道（北条道路）の早期整備</li> <li>・ 山陰近畿自動車道（鳥取～福部間）の計画段階評価の促進</li> <li>・ 山陰近畿自動車道（岩美道路）の早期整備</li> <li>・ 米子・境港の高速道路の早期事業化に向けた検討の促進</li> <li>・ 事業中の地域高規格道路の早期整備</li> <li>・ 道路関係予算の総額の拡大</li> </ul> <p>○ 高速道路が本来有すべき定時性・安全性を確保し、強靱な高速道路ネットワークを構築するため、付加車線整備中区間の早期供用、暫定2車線の早期解消、当面の安全対策としてのワイヤロープの早期設置等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米子自動車道の付加車線設置検証区間の早期供用及び優先的に4車線化等を実施すべき区間の早期4車線化</li> <li>・ 冬季交通の隘路となっている鳥取自動車道（志戸坂峠道路）の再整備</li> <li>・ 鳥取自動車道の付加車線整備中区間の早期供用</li> <li>・ 山陰道（米子道路）の付加車線整備中区間の早期供用</li> <li>・ 付加車線整備等による暫定2車線の早期解消及び、当面の安全対策としてのワイヤロープの早期設置</li> </ul>
◎ 「北東アジアゲートウェイ「境港」への重点配分及び「鳥取港」の機能強化について	<p>○ 国土強靱化と地方創生を実現するため、物流・人流の拠点である境港への重点配分及び鳥取港の機能強化を実施すること。</p> <p>[境港]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹内南地区貨客船ターミナルの平成32年春の確実な供用開始に必要な予算を確保すること。</li> </ul> <p>[鳥取港]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港内静穏度不足及び航路埋そくの解決に向け県と一体となって取り組むとともに、緊急時の代替航路確保、及び当面の西浜地区静穏度向上並びに漂流物流入対策を支援すること。</li> </ul>
◎ 地方経済をさらに活性化させるために必要な補正予算等の財源の地方重点配分について	<p>○ 社会基盤の整備促進、国土強靱化の推進に必要な補助金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分が東京圏に大きく偏り、財政力の弱い地方にとって死活問題となっている。これらの施策の実行により、生産性向上と国土強靱化が図られ、低迷する地方経済の活性化にもつながることが期待されることから、財政力の弱い地方に十分かつ重点的に配分すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>◎社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の総額の拡大と重点的な配分について</p>	<p>○度重なる自然災害の発生を受けて政府の主導により重要インフラの緊急点検が実施され、必要な対策を3年間で集中的に実施する方針が示された。緊急点検に基づいた国土強靱化のための緊急対策と地方の発展に資する道路ネットワーク整備を確実に推進していくため、道路予算の総額を拡大した上で主要な財源となる社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について財政力の弱い地方へ重点的に配分すること。</p>
<p>◎斐伊川水系中海の護岸整備の促進について</p>	<p>○大橋川改修事業を進めるにあたっては、米子、境港両市民の安全・安心を確保するため、下流域の中海湖岸堤の整備を促進して早期完成を図ることとし、短期箇所を引き続き、短中期・中期整備箇所についても順次前倒して着手すること。</p> <p>○中海の更なるワイズユースに向けて、覆砂や浅場造成など効果的な水質浄化対策を積極的に推進すること。</p>